

帯広市特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市立小学校及び中学校通学区域規則（昭和50年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条及び第4条の規定に基づき、帯広市立小学校の特認校制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「特認校」 自然、歴史、文化その他の恵まれた環境を生かして、児童の確かな学力の向上と心身の健やかな成長、豊かな人間性を育むための特色ある教育活動を展開する小規模な小学校をいう。
- (2) 「通学区域」 規則第3条に規定する通学区域をいう。
- (3) 「特認入学」 規則第2条の規定に基づき、特認校に通学区域外から入学することをいう。

(特認校)

第3条 特認校は、帯広市立清川小学校及び帯広市立愛国小学校とする。

(対象児童)

第4条 特認入学の対象児童は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に在住し、かつ、市内小学校在学の児童であること。
 - (2) 遠距離の通学となる特殊事情を考慮し、身体的状況や体力が特認入学に耐えられる児童であること。
- 2 帯広市教育委員会（以下、「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、特認入学しようとする児童が前項第2号に該当することについて、委員会が指定する機関の医師の診断書により調査確認するものとする。

(入学要件)

第5条 特認入学に際しては、遠距離通学が可能であり、自宅から学校までの通学時間は、おおむね60分以内とする。この場合において、通学時間は、バスなどの公共交通機関を利用して通学する場合の所要時間及び徒歩による乗り継ぎに要する時間も含むものとする。

- 2 通学は、一切児童の保護者の責任の下に行い、その費用についても、保護者の負担とする。
- 3 児童の保護者は、児童が正規の通学区域を超えて通学することから、登下校時における安全確保、学校外での生活指導などへの協力のほか、学校の教育活動、諸行事、PTA活動などについても十分理解し、積極的に協力するものとする。

(入学時期)

第6条 特認入学の時期は、原則として4月1日とする。

(入学手続)

第7条 特認入学をしようとする就学児を持つ保護者は、現在通学している学校の校長（以下「在籍校長」という。）を通じて、委員会に、特認入学希望者の状況調書（様式第1号。以下「調書」という。）を提出するものとし、特認入学をしようとする未就学児を持つ保護者は、調書を直接委員会へ提出するものとする。

- 2 在籍校長は、特認入学をしようとする就学児に係る在籍校長意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）を委員会に提出するものとする。
- 3 委員会は、調書が提出された場合には、保護者に特認校制度について説明した上で、学校見学の調整を行うものとする。
- 4 委員会は、特認入学しようとする児童の保護者が学校見学後に特認入学を希望する場合には、特認入学しようとする児童の保護者、特認校の学校長及び委員会の三者による面接の調整を行うものとする。
- 5 委員会は、前項の面接を実施した場合には、打合せ確認等記録簿（様式第3号。以下「記録簿」という。）を作成するものとする。この場合において、委員会は、原本を委員会に保管し、写しを保護者及び特認校に交付するものとする。
- 6 保護者は、第4項の面接実施後において特認入学を希望する場合には、委員会に区域外通学許可申請書（規則様式第1号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。
- 7 委員会は、前項の申請書が提出された場合には、申請書、調書、意見書及び記録簿に基づき審査し、許可又は不許可を保護者に通知するものとする。

（期間）

第8条 前条第7項の規定に基づく許可期間は、1年間とする。

（入学後の手続）

- 第9条 特認入学した児童の保護者は、原則として、入学した年度の年度末に、入学した特認校の校長及び委員会と面接し、次年度以後の児童の通学について協議するものとする。
- 2 委員会は、前項の面接を実施した場合には、打合せ確認等記録簿（入学後）（様式第4号。以下「記録簿（入学後）」という。）を作成するものとする。この場合において、委員会は、原本を委員会に保管し、写しを保護者及び特認校に交付するものとする。
 - 3 特認入学した児童の保護者は、第1項の協議後に次年度における特認入学の継続を希望する場合には、委員会に申請書を提出するものとする。
 - 4 委員会は、前項の申請書が提出された場合には、申請書、記録簿（入学後）等に基づき審査し、許可又は不許可を保護者に通知するものとする。
 - 5 前条の規定は、前項の規定に基づく許可期間に準用する。

（募集人数）

- 第10条 特認入学の募集人数は、当該特認校の実態に応じて決定するものとする。
- 2 第7条第7項の規定により審査された候補児童数が募集人数を超える場合は、原則として抽選により決定するものとする。

（中学校への入学）

第11条 特認入学した児童が、当該特認校を卒業し、帯広市立中学校へ入学するときは、当該児童の通学区域の中学校に入学するものとする。

（入学の取消）

第12条 委員会は、特認入学の許可後において、申請事実との相違、その他特認入学の趣旨にそぐわない事由が生じ、特認校の学校運営に支障があると認められるときは、当該特認入学を取り消すことができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月19日から施行する。

この要綱は、平成18年12月22日から施行する。

この要綱は、平成20年10月27日から施行する。

この要綱は、平成31年1月9日から施行する。

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

特認入学希望者の状況調書

希望特認校	小学校
-------	-----

1 入学希望児童

学 校 名		ふりがな 氏 名	
学 年	年	生年月日	年 月 日（ 歳）

2 家族構成・環境

氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先または学年	備 考
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

3 現在の心身の状況

身体面	健 康	良・普・不良	言語障害	有・無	既往症
	視力・聴力障害	有・無	運動機能障害	有・無	
精神面	知的障害	有・無	情緒障害	有・無	既往症
その他	特筆すべき事項				

4 緊急時の連絡先

区 分	氏 名	電 話 番 号	備 考
第1連絡先			
第2連絡先			

帯広市特認校制度 打合せ・確認等記録簿

※本記録簿の内容欄は適宜変更して使用すること。

帯広市特認校制度実施要綱第7条第4項に基づき、次のとおり特認入学に関する面接を行いました。	
打合せ日時 年 月 日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	
打合せ場所 〇〇小学校 〇〇室	
児童氏名	〇〇 〇〇
参加者	・保護者氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 ・教育委員会 〇〇 〇〇 ・〇〇小学校 校長 〇〇 〇〇 ・教頭 〇〇 〇〇
確認した内容	(1) 特認校入学の申請にあたっての確認事項について 対象児童(第4条)、入学要件(第5条)及び期間(第8条)を、全て満たすことを確認しました。 (確認した項目にチェック☑を記入してください。) <input type="checkbox"/> ① 市内に在住し、かつ、市内小学校に在学しています。 <input type="checkbox"/> ② 遠距離通学の特殊事情を考慮し、身体的状況や体力が特認入学に耐えられます。 <input type="checkbox"/> ③ 登下校時における安全確保や学校外での生活指導のほか、学校の全ての教育活動、諸行事、PTA活動などについても十分に理解し、積極的に協力します。 <input type="checkbox"/> ④ 特認の許可期間は1年間とし、入学後には必要に応じて保護者と学校担当者で面談することを確認しました。
	(2) 次学年に進級する前について (確認した項目にチェック☑を記入してください。) <input type="checkbox"/> 学校と保護者で次年度の特認校への通学について協議を行うことを確認しました。
	(3) 上記(1)の項目のいずれかを満たさなくなった場合の取扱いについて (確認した項目にチェック☑を記入してください。) <input type="checkbox"/> 教育委員会と学校と保護者とで、今後の特認校への通学について協議を行うことを確認しました。
	(4) その他
今後の方針	

〇〇年〇〇月〇〇日 上記内容について確認しましたので、署名します。

保護者氏名 _____

※原本を教育委員会に保管し、写しを保護者及び学校に交付すること。

帯広市特認校制度 打合せ・確認等記録簿

※本記録簿の内容欄は適宜変更して使用すること。

○年○月○日付「打ち合わせ記録簿」に基づき、今後の特認校への通学に関する協議を行うものです。	
打合せ日時	年 月 日 ○○:○○~○○:○○
打合せ場所	○○小学校 ○○室
児童氏名	○○ ○○
参加者	・保護者氏名 ○○ ○○ ○○ ○○ ・教育委員会 ○○ ○○ ・○○小学校 校長 ○○ ○○ ・教頭 ○○ ○○
確認した内容	
今後の方針	

○○年○○月○○日 上記内容について確認しましたので、署名します。

保護者氏名 _____

※原本を教育委員会に保管し、写しを保護者及び学校に交付すること。